

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第12号 (平成23年7月11日認定決定)

財団法人三宅医学研究所(高松市)



次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、左の認定マークを求人広告、自社の商品、封筒や名刺などにつけることができます。

このマークをつけることにより「次世代育成支援対策に取り組み、社員を大事にする企業」であることを広くアピールすることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などを期待することができます。

計画期間中の主な取組

◇労働者数 200人(うち女性119人) ◇計画期間 平成21年6月1日から平成23年5月31日

[育児休業・再雇用制度等]

パパママ育休プラス(父母ともに育児休業をする場合1歳2ヶ月までの間に1年間まで育児休業を取得できる制度)を育児・介護休業法で義務となる前に制度化しました。

子の看護休暇は半日単位で取得できる制度とし、育児短時間勤務は小学校就学前までの子を対象とするなど育児・介護休業法を上回る制度としています。

また、妊娠、出産等を理由として退職した職員の再雇用制度を導入しました。

[育児・介護休業者への職場復帰プログラム]

休業中の職員への定期的な情報提供と復職後研修を行っています。

[院内保育所:てふてふ:]

院内託児所を設置し、小学校就学前の子どもに対し保育を行っています。

[制度を利用しやすい環境づくり]

法人として仕事と家庭の両立に向けて取り組む決意を「ワークライフバランス取り組み宣言」として社外にも公表しています。

「仕事と出産・育児・家庭介護の両立応援ガイドブック」を作成し、社内インtranetで職員に周知。自由に持ち帰りできるよう休憩室にも備え付けています。

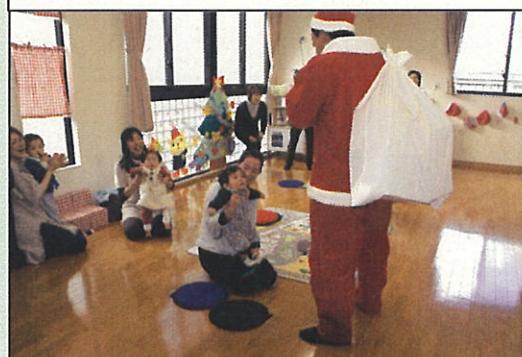
仕事と育児の両立に関する「両立支援相談窓口」を設置しています。

[所定外労働の削減]

ノーカジナーテーを設定し、社内掲示板で残業の削減を呼びかけています。

企業からひとこと

当三宅医学研究所では、職員ひとりひとりがそれぞれの能力を十分に発揮できるように、法人全体でワークライフバランスが実現できる職場環境作りに取り組んでおります。今後も地域医療を支えるため、またより質の高い医療サービスを提供するために努めてまいります。



院内保育所「てふてふ」でのクリスマス会

[育児休業取得状況]

男性の育児休業1人、女性は7人が計画期間中に育児休業を取得しました。

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については、
香川労働局雇用均等室 (TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33高松サンポート合同庁舎
香川労働局 ホームページ <http://kagawa-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>